

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	婦人相談員活動事業			事業コード	0462
所属コード	065000	課等名	児童福祉課	係名	家庭支援係
課長名	石橋 浩幸	担当者名	澤口 佐知子	内線番号	2563
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	育児不安の軽減	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 1 目婦人相談員活動事業（001-01）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 32 年度
根拠法令等	売春防止法，盛岡市婦人相談員設置条例			

(2) 事務事業の概要

婦人相談員が女性から相談を受けて問題の解決に向けた適切な指導を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

市議会から男女参画と言われている時代であり、「婦人相談員」という名称を変えてはどうかとの質問があったが、根拠法令である売春防止法で定められている名称であること、また「婦人相談員活動強化事業」では国から補助対象経費の 2 分の 1 の補助金交付が見込まれ、交付要綱中では、厚生労働大臣が必要とみとめた婦人相談員の数により一定額が算出されると規定されていることから、「婦人相談員」の名前は必要と考える。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたところであり、相談の背景が複雑化し、問題解決が困難な状況になってきている。また、地域における相談・保護体制の充実を図るための配偶者暴力相談支援センターとして、岩手県福祉総合相談センターが指定されていたが、平成 18 年度から盛岡広域振興局保健福祉環境部、男女共同参画センターが新たに指定された。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

売春防止法に規定される要保護女子, 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性及び婦人問題に関する相談を必要とする女性。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 18歳以上の女性の数	人	130,161	130,932	130,932	132,061	132,061

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

来所または電話で相談を受け、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。相談の内容によっては、県の婦人相談所へ移送する。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 年間相談件数	件	1,573	1,110	900	931	931

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

相談及び指導並びに保護することにより、重大な問題を抱える婦人の救済を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 助言指導の件数	□上げる □下げる ■維持	件	1,573	1,110	900	931	931
B 婦人相談所への移送件数	□上げる □下げる ■維持	件	3	5	5	0	5
C 相談件数/18 歳以上の女性の数	□上げる □下げる ■維持	%	1.2	0.8	0.7	0.7	0.7

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	① 国	千円	1,333	1,330	1,330	665
	② 県	千円	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0
	④ 一般財源	千円	65	134	132	54
	⑤ その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1,398	1,464	1,462	716
人件費	⑥ 延べ業務時間数	時間	980	1,001	1,004	1,172
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	3,920	4,004	4,016	4,691
計	トータルコスト A+B	千円	5,318	5,468	5,478	5,407
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：相談を受け、問題解決に向けた適切な指導を行うことで、育児不安等の解消に取り組んでいる。

② 市の関与の妥当性

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく事業であり、市が行うべき事業である。

③ 対象の妥当性

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく対象であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

事業を廃止・休止した場合、問題の顕在化に支障が生じ、被害の増加や悪質化に結びつくなどの影響が懸念される。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

相談しやすい環境づくりにより、質的な面において成果向上の余地があると考えられる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

この種の相談は受益機会の適正化、受益者費用負担の適正化にはなじまない。

(4) 効率性評価

事業費は必要最小限であり、削減は困難である。

相談件数は減少傾向であるが、内容が複雑化してきていることから削減することは困難である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

相談しやすい環境づくりに努める。関係機関との定期的な意見交換と、機会を捉えて婦人相談員を研修会へ参加させ、助言・指導の質の向上を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

相談件数は減少傾向にあるものの相談内容は複雑化しており，引き続き，研修会に参加するなど相談員の技術向上を図るとともに，関係機関と意見交換するなど連携を密にしていく。